



## 教育を目的とした法人（面積1ライ以下）の設立について

（関連法：THE ACT OF PRIVATE SCHOOL YEAR 1982）

### 《個人での設立の場合》

- 以下省略

### 《法人で設立の場合》

#### ① 設立、開校までの手順

1. 法人の設立登記（目的の中に教育を明記したタイ国企業に限る）
2. 教育所在地の賃貸契約書の作成（3年以上の契約を要す）
3. 運営の趣意、規模、具体的教育内容等を記した事業計画説明書の作成
4. 同事業の認可申請をする旨の役員会議事録（申請者の指定）
5. 教育省私学振興課に以下の書類を添えて申請
  - 申請書（様式）
  - 事業計画説明書
  - 法人設立登記書（営業許可書、登記証明書、株主名簿、会社定款）
  - 賃貸契約書
  - 役員会議事録
  - 申請者（代表取締役）、運営責任者、校長（外国人可）、先生（外国人可）の各指定された書類
    - タイ国住居登録書（申請者、運営者、校長、先生）  
\* 学校の認可申請時点では校長までの書類で可
    - タイ国身分証明書（申請者、運営者、校長、先生）  
\* 校長及び先生は大卒、教職課程を経た者
    - タイ国出生証明書（申請者、運営者）
    - 卒業証明書（運営者、校長、先生）
    - 履歴書（様式）（申請者）
    - 健康診断書（運営者、校長、先生）
    - 雇用契約（様式）（運営者、校長）
    - 写真（申請者、運営者、校長、先生）
    - 教員免許（もし有れば）（校長）
    - 辞令（様式）（運営者、校長）
    - 先生のリスト（様式）
  - 所在地の説明書（様式）
6. 担当官との面接（申請者又は委任された代理人）
7. 担当官の現場査察
8. 学校設立許可証の発給（申請後1～2ヶ月を要す）
9. 学校設立許可の受領日より6ヶ月以内に開校すること



② 諸条件

1. 申請者、運営責任者はタイ国人に限る。校長、先生は外国人でも可であるが、労働許可証を取得すること
2. 場所は面積 20 m<sup>2</sup>以上を有し、便所（男女別）を備え、近辺の環境がよろしきこと
3. 全生徒数が 7 名未満の場合、設立認可は不要
4. 外国企業は不可
5. 校名が外国名は不可（1994 年以降）、ロングリアン（タイ語で「学校」）の文字を入れること等の制限有り